



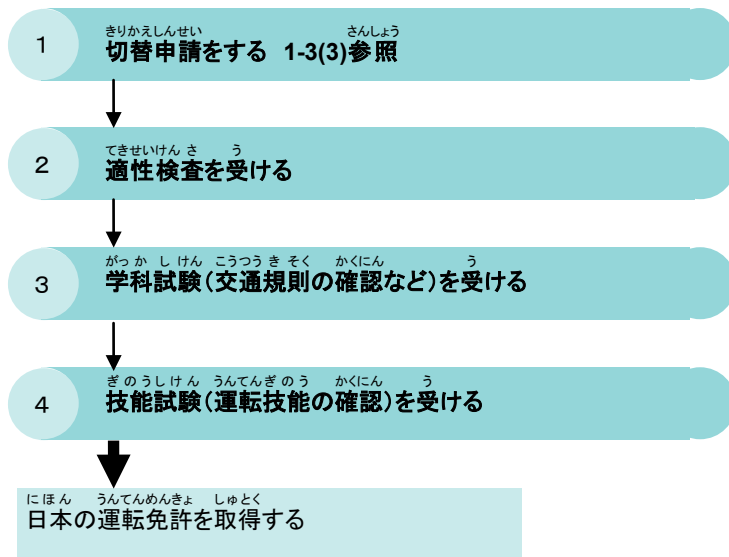
1 運転免許

1-3 日本の免許への切替

(1) 母国の運転免許を持っている人が日本の運転免許に切り替える

あなたが現在、取得している外国の運転免許証が有効であり、取得した日から3ヶ月以上、その国に滞在したことを証明すれば、母国の運転免許証をもとに日本の運転免許に切り替えることができます。そのためには、あなたが住んでいる都道府県警察の運転免許センター、運転免許試験場などで行われる試験(学科と技能の確認問題)を受けなければなりません。

(2) 日本の運転免許への切替手続きの流れ



※日本語が話せない方や書けない方は通訳が必要です。

※フランス、ドイツ、スイス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、イギリス、デンマーク、

アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、スウェーデン、ノルウェー、アイスランド、フィンランド、オーストリア、

オーストラリア、ニュージーランド、韓国、カナダ、台湾の22カ国+1地域(2009年3月現在)の免許証の場合は、

上記の3.学科試験と4.技能試験が免除されます。